

はしがき——新訂にあたって

平成 29（2017）年 4 月に発表された国立社会保障・人口問題研究所の新人口推計によれば，少子高齢化に伴って，平成 77（2065）年には 65 歳以上の高齢者人口比率が 38.4％にまで達すると予測されている。

この超高齢社会にあっては，年金，医療，介護等の基礎的費用を社会全体で支え合うという，社会保障制度の確立が従来にも増して重要な課題となる。

しかし，それと同時に，少子高齢化にともなう後世代の負担増についても十分な配慮が必要であり，国民のニーズや人口構造の変化等に対応し，かつ高齢社会に適合しうる効率的で持続可能な社会保障制度の構築が求められている。そのため，年金制度の改革のほか，医療保険制度や介護保険制度の改革，次世代育成支援の強化等が実施されている。

社会保障制度の安定した発展には，このような改革の動向について，私たち一人ひとりが関心を寄せることが大事なのである。それとともに，社会保障制度の仕組み，とくにその柱である年金制度についても一とおりの知識をもち，老後の生活設計の基礎として役立てたいものである。本書の第 2 部は，そのための最低限の基礎知識を体系的に記述したものである。

さらに，今日の年金制度の全体像を理解するには，人口動態，高齢者雇用，社会保障制度のなかでの位置づけ等，関連領域の動向を

踏まえなければならない。そのうえで、年金制度の基本的枠組みや歴史的沿革、とくに直近の改正の概要を理解することが重要である。本書の第1部と第3部は、そのための基礎知識を提供するものである。

また、第4部は、公的年金の周辺知識として厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金や年金と税金など幅広く理解をしていただくために記述したものである。

執筆にあたっては、とかく難解だといわれる年金制度について、思い切って枝葉を刈り込み、コンパクトな解説を心掛けた。年金制度や関連分野についての入門的な基礎知識としては、十分な範囲を網羅したものと考えている。

一般の方はいうまでもなく、金融機関や保険会社等において、年金と密接に関連した業務についておられる方々にも、「年金」との最初の出会いの書として活用していただければ幸甚である。

著者 小野 隆璽

2018 年度版刊行にあたって

2018 年度版の改訂にあたっては、昨年度版の大幅な構成の変更や項目見直しを受けて、統計データや年金額を最新のものに改め、年金制度をより体系的に理解できるよう努めた。

また、銀行業務検定協会「年金アドバイザー試験」において、重要だと思われる制度や知識等については、太字で強調した。

年金制度等の最新の知識源として活用していただければ、幸甚である。

平成 30 年 9 月

著者 小野 隆璽

CONTENTS

第1部 高齢社会と年金

1	寿命の伸長と出生率の低下	2
	平均寿命の伸長 / 出生率の低下	
2	人口構造の変化	4
	高齢化率の上昇	
3	高齢者の雇用状況	6
	高い就労意欲と労働力率 / 60歳定年の定着と65歳までの雇用確保 / 65歳以上の雇用保険の適用範囲の拡大	
4	社会保障費と年金	8
	社会保障とは / 年金の比重の高まり / 部門別社会保障給付費の推移	
5	高齢者世帯の所得と年金	10
	同居率の低下 / 公的年金の受給状況	
6	老後の所得保障と必要生活費	12
	3本柱の老後の所得保障	
7	公的年金制度の体系	14
	公的年金と私的年金 / 社会保険方式と税方式 / 積立方式と賦課方式	
8	公的年金制度の加入と給付の現状	16
	加入状況 / 年金給付状況	
9	公的年金制度の沿革	18
	恩給・官業共済組合の発足 / 厚生年金保険の発足 / 恩給の廃止と共 済組合への統合 / 国民皆年金の実現 / 給付改善の時代 / 年金改革 と新年金制度	
10	公的年金制度のこれまでの改正	20
	昭和60年改正 / 平成元年改正 / 平成6年改正 / 平成12年改正 / その他の改正	
11	平成16年改正 	22
	平成16年改正の背景と全体像	
12	平成16年改正 II	24
	マクロ経済スライドによる給付調整の仕組み	

第2部 公的年金制度等の基礎知識

13	平成30年度の年金額と仕組み	28
	年金額改定のルール / 平成30年度の年金額	
14	平成30年度の国民年金保険料	30
	平成30年度の国民年金保険料	
15	公的年金制度の概要	32
	国民年金制度の目的・沿革 / 基礎年金番号 / 基礎年金の国庫負担 / 平成29年度の年金額	
16	公的年金制度の種類	34
	国民年金と被用者年金 / 公的年金制度の種類 / 年金給付の種類	
17	国民年金の被保険者	36
	国民年金の被保険者 / 年金制度の体系 / 基礎年金の保険料負担	
18	国民年金の保険料 I	38
	第1号被保険者の保険料 / 第1号被保険者の届出 / 保険料の免除	
19	国民年金の保険料 II	40
	学生納付特例制度 / 納付猶予制度	
20	国民年金の任意加入	42
	強制加入被保険者と任意加入被保険者 / 在外邦人・老齢年金受給権者の任意加入 / 60歳以上65歳未満の任意加入 / 65歳以上70歳未満の特例任意加入	
21	国民年金の第3号被保険者	44
	第3号被保険者とは / 保険料は / 女性間の公平性 / 第3号被保険者の届出	
22	厚生年金保険の概要	46
	厚生年金保険の適用事業所と被保険者 / 短時間労働者の厚生年金保険の適用 / 厚生年金保険の被保険者期間と資格取得日・資格喪失日	
23	厚生年金保険の保険料 I	48
	厚生年金保険の保険料 / 育児休業および産前産後休業期間中の保険料 / 標準報酬月額	

24	厚生年金保険の保険料 Ⅱ	50
	標準賞与額 / 被保険者の厚生年金保険の保険料	
25	老齢基礎年金の受給要件 Ⅰ	52
	老齢基礎年金の受給資格期間 / 保険料納付済期間 / 保険料免除期間	
26	老齢基礎年金の受給要件 Ⅱ	54
	合算対象期間	
27	老齢基礎年金の額	56
	老齢基礎年金の額 / 加入可能年数	
28	老齢基礎年金の振替加算	58
	老齢基礎年金の振替加算	
29	老齢基礎年金の繰上げ制度	60
	老齢基礎年金の繰上げ制度 / 繰上げ制度の注意点	
30	老齢基礎年金の繰下げ制度	62
	老齢基礎年金の繰下げ制度 / 繰下げ制度の注意点	
31	老齢厚生年金の概要	64
	老齢厚生年金	
32	60 歳台前半の老齢厚生年金 Ⅰ	66
	60 歳台前半の老齢厚生年金 / 報酬比例部分、定額部分の年金額	
33	60 歳台前半の老齢厚生年金 Ⅱ	68
	定額部分が支給される 60 歳台前半の老齢厚生年金 / 加給年金額	
34	60 歳台前半の老齢厚生年金 Ⅲ	70
	定額部分が支給されない 60 歳台前半の老齢厚生年金 / 60 歳台前半の老齢厚生年金と老齢基礎年金の繰上げ制度 / 支給開始年齢の特例	
35	60 歳台前半の老齢厚生年金 Ⅳ	72
	支給開始年齢引上げ中の 60 歳台前半の老齢厚生年金 / 老齢基礎年金の繰上げ / 在職老齢年金について / 加給年金額について / 基本手当との調整 / 高年齢雇用継続給付との調整 / 支給開始年齢の特例	
36	60 歳台後半の老齢厚生年金	74
	60 歳台後半の老齢厚生年金 / 報酬比例部分の年金額 / 経過的加算の年金額 / 加給年金額	

37	65 歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度	76
	65 歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度 / 老齢厚生年金の繰下げできる要件 / 繰下げ制度の注意点	
38	60 歳台前半の在職老齢年金	78
	在職老齢年金 / 60 歳台前半の在職老齢年金 / 60 歳台前半の在職老齢年金の注意点	
39	60 歳台後半の在職老齢年金	80
	60 歳台後半の在職老齢年金 / 70 歳以上の給付調整 / 60 歳台後半の在職老齢年金の注意点	
40	60 歳台前半の老齢厚生年金と雇用保険法の調整 I	82
	60 歳台前半の老齢厚生年金と基本手当の調整 / 事後精算	
41	60 歳台前半の老齢厚生年金と雇用保険法の調整 II	84
	在職老齢年金と高年齢雇用継続給付の調整	
42	本来の支給開始年齢の老齢厚生年金	86
	本来の支給開始年齢の対象の人 / 繰上げ支給の老齢厚生年金について	
43	障害給付 I	88
	障害給付の種類 / 受給要件	
44	障害給付 II	90
	主な請求方法 / 障害給付の請求における特徴 / 障害給付の額	
45	障害給付のこれまでの制度見直し	92
	障害基礎年金と老齢厚生年金の併給（平成 18 年 4 月実施） / 保険料納付要件の特例措置の延長（平成 25 年 6 月実施） / 障害年金加算改善法の施行（平成 23 年 4 月実施） / 障害者の救済措置（平成 17 年 4 月実施）	
46	遺族給付 I	94
	遺族給付 / 受給要件	
47	遺族給付 II	96
	寡婦年金 / 死亡一時金 / 遺族給付の額	
48	遺族給付 III	98
	中高齢寡婦加算と経過的寡婦加算 / 65 歳からの遺族厚生年金 / 若	

	年期の妻の遺族厚生年金 / 遺族給付の特徴	
49	離婚時の年金分割 Ⅰ	100
	離婚時の年金分割 / 合意分割 / 3号分割 / 年金分割の請求期限	
50	離婚時の年金分割 Ⅱ	102
	離婚時みなし被保険者期間の取扱い / 在職老齢年金の標準賞与額の取扱い	
51	併給調整	104
	併給調整	
52	公務員等の年金	106
	共済年金の廃止と経過措置 / 従来退職共済年金 / 一元化に伴う経過措置	
53	公務員等の退職等年金給付	108
	退職等年金給付の種類 / 退職等年金給付の制度	
54	年金の共通事項 Ⅰ	110
	年金請求とは / 年金請求書の提出先 / 主な添付書類 / 年金証書 / 年金の支払月 / マイナンバー活用による添付書類の省略	
55	年金の共通事項 Ⅱ	112
	年金相談 / 年金請求書(事前送付用)の送付 / ねんきん定期便 / 社会保障協定	
56	雇用保険	114
	基本手当 / 高年齢雇用継続給付	
57	医療保険	116
	退職後の医療保険 / 健康保険の任意継続被保険者 / 国民健康保険の被保険者 / 家族の健康保険の被扶養者	
58	介護保険	118
	介護保険の概要 / 第1号被保険者の保険料 / 利用者負担 / 保険給付の種類 / 地域包括支援センター	
	〈参考〉60歳台前半の在職老齢年金早見表	120

第3部 最近の主な制度改正の概要

- 59 次世代育成支援の拡充122
 育児休業等期間中の保険料免除の拡充等(平成17年4月実施) / 産前
 産後休業期間中の保険料免除等(平成26年4月実施)
- 60 年金時効特例法等の制定124
 年金時効特例法 / 厚生年金給付特例法 / 遅延特別加算法
- 61 第3号不整合記録問題対応126
 第3号不整合記録問題対応 / 時効消滅不整合期間の「特定期間」化 /
 特定期間に係る保険料の納付(特例追納) / 老齢基礎年金等を受給し
 ている者への特例措置
- 62 特例水準の解消等128
 基礎年金国庫負担2分の1関係 / 特例水準の解消関係
- 63 年金機能強化法の制定130
 年金機能強化法の制定 / 特別支給の老齢厚生年金の障害者特例の取
 扱いの改善 / 遺族基礎年金の父子家庭への拡大 / 未支給年金の請求
 範囲の拡大
- 64 財政検証とオプション試算132
 財政検証とオプション試算 / 平成26年財政検証 / オプション試算
- 65 被用者年金制度の一元化134
 被用者年金制度の一元化
- 66 被用者年金一元化にともなう変更事項Ⅰ136
 一元化後の種別の名称変更 / 一元化にともなう各種給付の変更事項
- 67 被用者年金一元化にともなう変更事項Ⅱ138
 在職支給停止の扱い / ワンストップサービス / 年金の裁定業務等 /
 端数処理の扱い
- 68 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大140
 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 / 短時間労働者の要
 件 / 標準報酬月額等の等級追加

69	受給資格期間の短縮	142
	受給資格期間の短縮の改正 / 法律の背景・趣旨 / 老齢基礎年金等の 支給要件の変更 / 受給資格期間を短縮する給付 / 経過措置	
70	年金生活者支援給付金法	144
	年金生活者支援給付金の概要	
71	年金分野にかかわるマイナンバー制度 Ⅰ	146
	マイナンバー制度の目的 / 年金分野にかかわるマイナンバー利用 / 年金分野にかかわる当面のスケジュール	
72	年金分野にかかわるマイナンバー制度 Ⅱ	148
	マイナンバーを活用した今後の予定 / マイナンバーの付番対象者の 範囲 / 個人番号カード / 罰則規定	
73	年金改革法 Ⅰ	150
	年金改革法の成立 / 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促 進 / 国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除	
74	年金改革法 Ⅱ	152
	年金額改定のルールの見直し / 年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) の組織等の見直し	
	〈参考〉 5年後納制度が平成30年9月30日に終了	154

第4部 企業年金制度等の基礎知識

75	企業年金 Ⅰ	156
	一時金から年金へ / 企業年金普及とこれからの動向	
76	企業年金 Ⅱ	158
	企業年金の種類	
77	厚生年金基金とその見直し Ⅰ	160
	厚生年金基金 / 厚生年金基金の保険料・給付 / 税制措置 / 厚生年金 基金の見直し（平成26年4月1日）以降の措置	
78	厚生年金基金とその見直し Ⅱ	162
	厚生年金基金の見直し / 見直しのプロセス	

79	確定給付企業年金 Ⅰ	164
	確定給付企業年金の概要 / 規約型・基金型	
80	確定給付企業年金 Ⅱ	166
	給付の内容と支給要件 / 掛金・資産運用等 / 受給権保護 / 制度間の移行等 / 税制措置	
81	確定拠出年金 Ⅰ	168
	確定拠出年金の概要 / 確定拠出年金の特徴 / 確定拠出年金の種類 / 拠出限度額とポータビリティ	
82	確定拠出年金 Ⅱ	170
	運用商品 / 給付形態 / 税制措置	
83	確定拠出年金等の改正法の制定	172
	確定拠出年金等の改正法の制定 / 企業年金の普及・拡大 / ライフコースの多様化への対応 / DCの運用の改善	
84	国民年金基金	174
	国民年金基金とは / 加入できる者 / 地域型基金と職能型基金 / 掛金 / 年金給付 / 脱退 / 税制措置	
85	年金・退職金と税金 Ⅰ	176
	保険料・掛金の税金 / 年金給付の税金 / 源泉徴収	
86	年金・退職金と税金 Ⅱ	178
	確定申告の際と源泉徴収の際の相違 / 退職一時金	
87	私的年金	180
	私的年金 / 保険型の個人年金	
	巻末資料	183
	● 1 経過措置一覧表	
	● 2 公的年金制度一覧	
	● 3 年金制度の国際比較	

13

平成 30 年度の年金額と仕組み

● 年金額改定のルール

年金額の改定ルールは、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）は名目手取り賃金変動率によって改定し、受給中の年金額（既裁定年金）は購買力を維持する観点から物価変動率によって改定することになっている。また、賃金水準の変動がマイナスで物価水準の変動がプラスとなる場合には、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに、「年金額のスライドなし」とされることとなっている。

また、社会全体の年金制度を支える力の変化と、平均余命の伸びにともなう給付費の増加というマクロで見た給付と負担の変動に応じて給付水準を調整するという考え方（マクロ経済スライドという、24 頁参照）により、さらにスライド調整される。

● 平成 30 年度の年金額

平成 30 年度の指標となる賃金変動率はマイナス（▲0.4%）、物価変動率はプラス（0.5%）となったため、平成 30 年度の年金額は、新規裁定年金、既裁定年金ともに、「据置き（年金額のスライドなし）」とされる。なお、再評価率表の率の改正により、老齢厚生年金（報酬比例部分）においては、年金額改定が行われる場合がある。

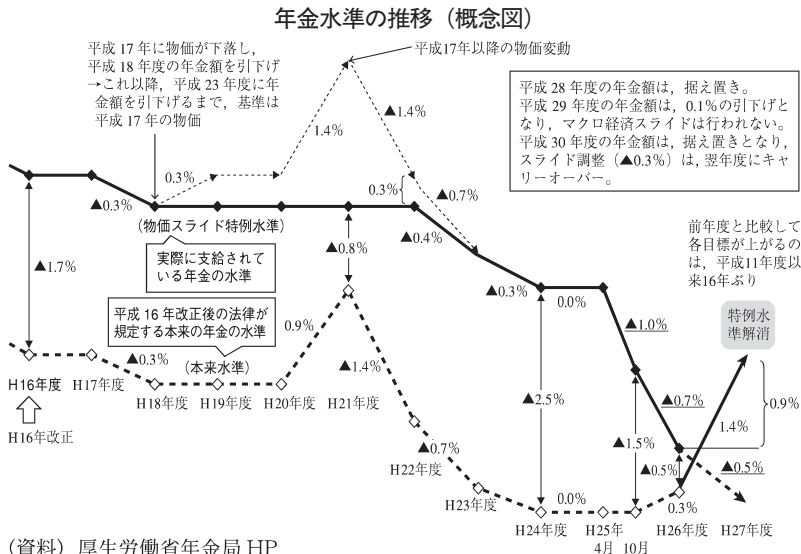
また、平成 30 年 4 月から、マクロ経済スライドの調整方法の変更（152 頁参照）がなされ、前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、マクロ経済スライドの未調整分を翌年度以

降に繰り越す仕組みが導入された。これにより、平成30年度のマクロ経済スライドによるスライド調整（▲0.3%）が行われなかった▲0.3%分が平成31年度の年金額改定にキャリアオーバーされる。

なお、平成26年財政検証では、平成30年度のスライド調整率は▲1.1%～▲1.2%と見込まれていたが、60歳以上の高齢者雇用が見込みよりも進んだことなどにより、厚生年金被保険者が増加したことで、実際のスライド調整率は見込みよりも低くなった。

スライド調整率（▲0.3%）

＝公的年金被保険者数の変動率(0.0%)×平均余命の伸び率(▲0.3%)



26

老齢基礎年金の受給要件Ⅱ

● 合算対象期間

合算対象期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額を計算するときには算入されない期間である。中身をともなわないことから通称を「カラ期間」という。

昭和 36 年 4 月に国民年金が発足して以来、①被用者年金の配偶者と②学生は下記対象期間が任意加入となっており、③海外在住者は昭和 61 年 3 月まで適用除外、それ以後は任意加入となっている。対象期間のうち、任意加入しなかった期間等が合算対象期間となる。

合算対象期間の代表的なもの

	対 象 者	対象期間	合算対象期間	年 齢
①	サラリーマンの妻	昭和 36.4～昭和 61.3	任意加入しなかった期間	20 歳以上 60 歳未満
②	学生	昭和 36.4～平成 3.3	任意加入しなかった期間	
③	海外在住者	昭和 36.4～昭和 61.3 昭和 61.4～	国内に住所がなかった期間 任意加入しなかった期間	
④	被用者年金加入者	昭和 36.4～昭和 61.3 昭和 61.4～	被保険者(組合員等)の期間 第 2 号被保険者の期間	20 歳未満 60 歳以上
⑤	脱退手当金受給者	昭和 36.4～昭和 61.3	脱退手当金の算定期間	—

老齢基礎年金は 20 歳以上 60 歳未満の 40 年を満額として計算されるので、公平性を期すために④被用者年金加入者の 20 歳未満 60 歳以上の期間が合算対象期間となる。また、過去に⑤脱退手当金を受けて、厚生年金期間を精算済みの場合でも、昭和 61 年 4 月以後に公的年金加入期間があれば、その算定期間は合算対象期間となる。

【「受給資格期間を満たす」とは】

年金を受給するために必要な加入期間を受給資格期間という。公的年金では、老齢基礎年金の受給資格期間である10年^(注)が基本となる。つまり、10年あれば「受給資格期間を満たす」ことになる。

この10年には、国民年金、厚生年金保険、国民年金(保険料納付済期間)と、保険料免除期間や合算対象期間が含まれる。

(注)平成29年8月から、受給資格期間は25年が10年に短縮されている。

【「受給権が発生する」とは】

「受給資格期間を満たす」のみでは年金は受給できない。たとえば、20歳から30歳まで国民年金の保険料を納付すれば、保険料納付済期間が10年あるので、「受給資格期間を満たす」わけである。しかし、年金が受給できる年齢(受給開始年齢に達する)になっていなければ年金は受給できない。つまり、次のようになる。

受給資格期間を満たす + 受給開始年齢に達する = 受給権が発生する
老齢基礎年金は、10年以上ある人が65歳になったら支給される(原則)。

〈サラリーマンの妻Cさんの合算対象期間〉

昭和33年4月2日生まれのCさん(サラリーマンの妻)

昭和56.4	任意未加入	昭和61.4	第3号被保険者	平成30.3
合算対象期間		納付済期間		
23歳 結婚	5年	28歳	32年	60歳

昭和36年から昭和61年までの期間で、20歳以上60歳未満で任意加入していなかった期間が合算対象期間となる。Cさんは納付済期間が32年あるため、老齢基礎年金を受給できる受給資格期間を満たしている。なお、Cさんは合算対象期間が5年あるが受給資格期間を満たしているため、合算対象期間を使う必要はない。

29

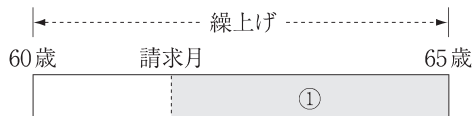
老齢基礎年金の繰上げ制度

● 老齢基礎年金の繰上げ制度

老齢基礎年金の受給開始年齢は、原則として 65 歳であるが、60 歳以降希望年齢から月単位で繰上げ受給（減額）を選択することができる。減額率は、月 0.5 % で減額される。たとえば 60 歳で繰上げ受給する場合、30 %（0.5 % × 60 月）減額される。

なお、昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの人は、年単位の繰上げ受給であった。

繰上げの支給率		
	昭和 16.4.1 以前生まれ	昭和 16.4.2 以後生まれ（1-0.5 % × ①月数）
	年単位	月単位 0.5 %
60 歳	58 %	70 %（1-0.5 % × 60）
61 歳	65 %	76 %（1-0.5 % × 48）
62 歳	72 %	82 %（1-0.5 % × 36）
63 歳	80 %	88 %（1-0.5 % × 24）
64 歳	89 %	94 %（1-0.5 % × 12）



繰上げ受給の申出をした場合、老齢基礎年金は申出をした月の翌月分から支給される。

● 繰上げ制度の注意点

- ・ 一生一定率で減額された年金を受けることになる（取消変更不可）
- ・ 障害基礎年金は請求できなくなる
- ・ 寡婦年金の受給権がなくなる
- ・ 振替加算も同時に繰り上げて受給することはできない など

【Cさん(55頁参照)の老齢基礎年金】

<65歳から受給する場合>

納付済月数 384 月 (32 年)

$$779,300 \text{ 円} \times \frac{384}{480} = 623,440 \text{ 円}$$

<60歳から繰上げ受給する場合>

繰上げ支給率 70 %

$$623,440 \text{ 円} \times 0.7 = 436,408 \text{ 円}$$

<振替加算は>

Cさんが65歳になると、夫の加給年金額はなくなり、Cさんの老齢基礎年金に振替加算が加算される。Cさんの生年月日で経過措置一覧表(183頁参照)をみる。

昭和33年4月2日生まれのCさんの振替加算は32,972円

<65歳から受給する場合の老齢基礎年金>

	振替加算	32,972 円
	老齢基礎年金	623,440 円

60 歳

65 歳

<60歳から繰上げ受給する場合の老齢基礎年金>

	振替加算	32,972 円
老齢基礎年金 436,408 円		

60 歳

65 歳

【繰上げの目安となる累計額の分岐点】

通常受給(65歳から受給)と累計額が同額になるのは、繰上げ請求月に16年8か月を加えた年月となる。たとえば、60歳0か月で請求した場合は76歳8か月、62歳6か月で請求した場合は79歳2か月となり、それ以後は通常受給の累計額が多くなる。

● 年金相談

近年、公的年金への関心が高まっており、年金相談に出向く者も多く、それらに対応して行政の相談体制が充実してきている。

年金相談

	直接面談	電話相談	手紙相談
年金事務所	○	—	○
街角の年金相談センター	○	—	—
ねんきんダイヤル ^(注)	—	○	—
厚生労働省ホームページ 日本年金機構ホームページ	年金相談 Q&A・年金額簡易試算・年金加入記録照会と年金見込額試算・年金個人情報提供サービス		

(注) 耳が不自由なため電話による年金相談が困難な者はファクシミリでも可。

● 年金請求書（事前送付用）の送付

支給開始年齢または 65 歳を迎える者を対象に、誕生月の 3 か月前に「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」ならびに手続きの案内が送られてくる。ただし、カラ期間等を加えなければ受給資格期間を満たさない者などには送付されない。

● ねんきん定期便

日本年金機構の年金記録に不備や未統合が多いという年金記録問題に対し、平成 19 年 12 月から同 20 年 10 月にかけて、すべての年金受給者および年金制度加入者にねんきん特別便が送付された。

平成 21 年 4 月からは「ねんきん定期便」が送付されている。平成 21 年度は、年齢を問わず加入者に対し、加入期間、年金見込額に加えて厚生年金保険の標準報酬月額および国民年金保険料の納付状況が知らされた。なお、年金見込額については、50 歳未満の人には加

入実績に応じた年金額、50歳以上の人には現在の年金制度に60歳まで加入し続けた場合の将来の年金見込額となっている。

平成22年度以降、節目年齢（35・45・59歳）時には平成21年度と同様の情報が、それ以外の年齢時は、直近1年間の情報が知らされる。また、平成24年度からは、節目年齢以外の人にはハガキ形式で知らされるとともに、ねんきん定期便等の内容が「ねんきんネット」で確認できることとなった。

● 社会保障協定

日本と諸外国の間において国際的に活発な人的交流が行われていることにともない、日本の事業所から海外にある支店や駐在員事務所などに派遣される日本人が増加し、日本の社会保険と派遣先国の社会保険の2重加入による**保険料の2重払いや掛捨ての問題**が生じていた。これらの問題を解決するために、現在、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルグ、フィリピンの18か国との社会保障協定が締結され、発効されている（平成30年9月現在）。

社会保障協定の基本的な考え方

2重加入防止		年金加入期間通算
派遣期間	制度加入	一方の国の加入期間のみでは受給資格期間を満たさない場合、他方の国の加入期間を通算できる。受給時には各加入期間に応じた年金を両国から受給する（英・韓を除く）
5年超	就労地国	
5年以内	派遣元国	

83

確定拠出年金法等の 改正法の制定

● 確定拠出年金法等の改正法の制定

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（改正 DC 法）が平成 28 年 6 月 3 日に公布された（以下、確定拠出年金は「DC」、確定給付企業年金は「DB」と表記）。主な内容は、以下のとおりである。

● 確定拠出年金の拠出限度額の年単位化（平成 30 年 1 月 1 日施行）

確定拠出年金の掛金拠出において、これまでの月単位から年単位の拠出に変更された。これにより、12 月から翌年 11 月までの範囲（拠出単位期間）において、複数月分をまとめて拠出することや、ボーナス月にまとめて拠出するなど、加入者のニーズにあった掛金の拠出が可能となった。

● 『簡易企業型年金制度』の創設（平成 30 年 5 月 1 日施行）

設立条件を一定程度パッケージ化し、設立時に必要な書類等を削減して設立手続きを緩和するとともに、制度運営も負担の少ない中小企業（従業員 100 人以下）向けの制度が創設された。また、通常の DC であれば最低 3 つ以上の運用商品提供数を最低 2 つとしていたりすることや、事業主掛金額は定額のみ認めるなどとされている。

● 『中小事業主掛金納付制度』の創設（平成 30 年 5 月 1 日施行）

個人型 DC に加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とするもので、事業主の条件は企業型 DC および DB を実施していない従業員 100 人以下の事業主とされている。なお、中小事業主掛金を納付する場合、労働組合等の同意が必要とされる。

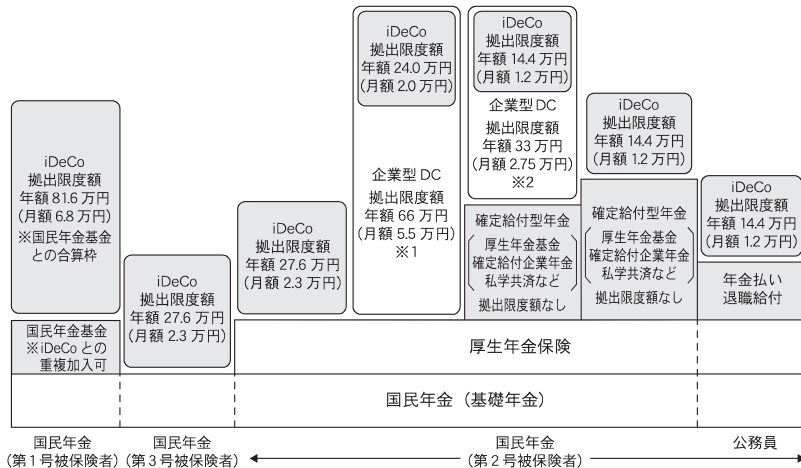
●ポータビリティの拡充（平成30年5月1日施行）

DB, DC, 中小企業退職金共済(中退共)の制度間の年金資産の持ち運び（ポータビリティ）が拡充された。

●DCの運用の改善（平成30年5月1日施行）

継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制（上限は35本）が行われた。また、あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法（デフォルト商品）として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置が講じられた。

個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額



(資料) 厚生労働省 HP

【著者紹介】

小野 隆璽（おの りゅうじ）

昭和 23 年 8 月生まれ。広島県出身。富山大学工学部卒。昭和 47 年、オムロン㈱入社。平成 14 年退職後、現在、年金事務所・市役所の年金相談員。社会保険労務士、1 級ファイナンシャル・プランニング技能士、DC アドバイザー。千葉県社会保険労務士会東葛支部：東葛年金塾会長（講師兼任）。経済法令研究会講師。
(ホームページ <http://ryujiono.com/>)

明解 年金の知識 2018 年度版

1997 年 11 月 10 日 初 版 第 1 刷発行
2005 年 9 月 20 日 新 訂 第 1 刷発行
2018 年 10 月 15 日 2018 年度版第 1 刷発行

著 者 小 野 隆 璽
発 行 者 金 子 幸 司
発 行 所 ㈱経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町 3-21
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823
<https://www.khk.co.jp/>

〈検印省略〉

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

カバーデザイン／スタジオ・トータス
制作／西牟田隼人 印刷／あづま堂印刷㈱ 製本／㈱島崎製本

© Ryuji Ono 2018 Printed in Japan

ISBN978-4-7668-3392-8

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載します。

（ホームページ [書籍・DVD・定期刊行誌 TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

定価はカバーに表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。